

海老名市外国語教育推進業務 仕様書

1 業務の名称

海老名市外国語教育推進業務

2 業務の目的

- (1) 本市教育理念「ひびきあう教育」のもと、海老名市の子どもたちが海老名で育ったことに自信と誇りを持ち、身近な人々はもちろん、世界の多種多様な人々とのコミュニケーションを楽しみ、お互いを尊重しながら、協働して社会に参画していく姿を目指す。そのための、海老名市の文化に根差した外国語教育を推進する。
- (2) 海老名市立小中学校において、生きた外国語、外国文化・生活に触れる機会を提供し、外国の文化や英語への興味・関心・意欲を高め、外国語によるコミュニケーションの素地・基礎を育む指導の充実を図るために、市内小中学校へ外国語指導助手(以下ALTという)を派遣する。
- (3) 学習指導要領に則り、海老名市立小中学校教員の外国語の指導力向上を図るべく、研修や指導体制を充実させる。

3 派遣期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 派遣先

【海老名市立小学校（13校）】

海老名小学校・柏ヶ谷小学校・有鹿小学校・有馬小学校・大谷小学校・
上星小学校・中新田小学校・門沢橋小学校・東柏ヶ谷小学校・社家小学校・
杉久保小学校・今泉小学校・杉本小学校

【海老名市立中学校（6校）】

海老名中学校・有馬中学校・海西中学校・柏ヶ谷中学校・大谷中学校・
今泉中学校

【その他の施設】

海老名市教育委員会（えびなこどもセンター）・教育支援センター 他

5 契約形態

本業務は、派遣契約によるものとする。

6 ALTの業務内容

- ① 小学校外国語科及び外国語活動、中学校英語科の授業における学習の補助

令和8年度	令和9年度	令和10年度
【小学校の年間時数】		
低学年:10時間(うち、ALTの補助は8時間以上)		
中学年:35時間(うち、ALTの補助は26時間以上)		
高学年:70時間(うち、ALTの補助は52時間以上)		

- ② 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業仕様等作成時の派遣先への情報提供、企画提案
- ③ 小学校又は中学校における外国語に係る授業において使用する教材研究と教材作成、及び教材の提供
- ④ 小学校のクラブ活動や放課後の活動、及び中学校の部活動、学校が主催する文化的行事・体育的行事等における支援
- ⑤ 業務実施に係る担当教員や学級担任等との事前の打合せ
- ⑥ 授業の反省、分析、評価、情報提供及び学習指導に関するノウハウの提供
- ⑦ 海外とのオンライン交流、スピーチコンテスト等、児童生徒が学習成果を発揮する機会の提供
- ⑧ 中学校英語科教諭及び小学校教諭に対する研修会等における支援
- ⑨ その他発注者と受注者が合意し、契約書に定めた業務

7 ALTの配置、業務時間および履行日について

- ① 3年間のALTの配置、業務時間に関しては、次のとおりとする。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
【派遣人数】13名(小10, 中3)		
【業務時間】 小学校 8:30～17:00 中学校 8:30～16:30		

- ② 履行日は、原則として月曜日から金曜日まで(国民の祝日及び休校日を除く)とし、履行時限は、別途時間割に基づくものとする。
- ③ 休憩時間の取り扱いに関しては次のとおりとする。
- (ア) 原則、1日につき1時間(60分)の休憩時間とする。
- (イ) 6時間を超え、1日に満たない勤務につき、45分以上を休憩時間とする。
- ④ 派遣先の各学校における履行日、履行時限の詳細は、派遣先と受注者との調整による。また、派遣先は受注者に依頼し、受注者の同意により、予定した履行日及び履行時限を変更することができる。
- ⑤ 派遣先が、本項①及び②で予定した履行日、履行時間以外に業務等を追加発

注する場合は、追加履行日、追加履行時限の分を予定された総履行日、総時
限数の中で調整する。

- ⑥ 受注者の都合により担当ALTによる業務を履行できない時は、受注者は代
わりのALTを配置する。又は、未実施分を派遣先と調整の上、派遣期間中
の他日に実施する。
 - ⑦ 受注者は、派遣先の以下の期間については、原則としてALTの派遣をしな
い。
 - (ア) 派遣先の夏季休業
 - (イ) 派遣先の冬季休業
 - (ウ) 派遣先の学年末・学年始休業
- ただし、派遣先において各学校の教育課程における児童生徒の活動や教職員
の研修に関する業務等を実施する場合は、この限りでない。

8 履行日数

次の計画とする。ただし、状況により変更となる場合がある。

年 度	ALT派遣日数
令和8年度 ～ 令和10年度	市内13小学校（1900日程度） 市内 6 中学校（570日程度） 計 年間延べ2470日程度

9 業務の改善

派遣先は、受注者の業務履行に支障を生じていると判断したとき、受注者に改善
を求めることができる。

10 ALT配置の条件

【ALTについて】＊次の条件を全て有していること。

- ① 英語を母語とし、現地において大学以上の教育機関を卒業した者。
- ② 日本で業務に就くために、有効な査証を所持し、契約期間中、就業可能な
在留資格が継続されていること。
- ③ 小学校学習指導要領「外国語活動・外国語」中学校学習指導要領「外国語
科」の目標を理解し、積極的に児童生徒と関わりながら、英語による体験
的な活動を工夫できること。
- ④ 派遣先において、良好な人間関係を構築し、担任教諭や担当教諭等の指導
のもと、協働的に授業を展開し、児童・生徒の実態に応じた指導ができる
こと。

- ⑤ ALTとして、1年以上の指導実績があり、優れた指導力を有していること。

11 その他

- ① 派遣先及び受注者は、派遣契約及び本仕様書による契約形態及びその法的な枠組みに厳密に従って業務を履行する。
- ② 受注者は、ALTがこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らさないよう、個々のALTに対して指導を徹底する。この契約が終了し、また解除された後においても、同様とする。
- ③ 受注者は、ALTがこの契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場合は、関連法令に従うほか、取り扱いにより個人の権利利益を侵すことのないように適切に取り扱うよう個々のALTに対して指導を徹底するものとする。